

高齢者・障害者・ひとり親世帯 移転費用等助成

令和4年度版



紋章



シンボルマーク

《申込・問合せ先》

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京シビックセンター11階 北側

電話 5803-1238 (ダイヤルイン)

助成の申請は、住み替え先の賃貸借契約の前に行ってください。

※賃貸借契約後の助成申請は受けられませんのでご注意ください。

1 事業概要

現在区内の民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯等が、「立ち退き」又は「住環境改善」のために、区内の民間賃貸住宅に転居する場合に、「移転費用」及び「今までの家賃と転居した後の家賃の差額」を助成することで、住み慣れた地域の中で安心して居住できるように支援するものです。

2 助成内容

(1) 移転費用助成

ア 助成内容

礼金、仲介手数料、引越経費の合計額（消費税を除く。）

※引越経費の梱包・解包・廃棄・クリーニング等、対象とならないものがあります。

イ 助成限度額 15万円

※立退き料によっては減額される場合があります。

(2) 家賃差額助成

ア 助成限度額 2万円（月額）

※立退き料によっては減額される場合があります。

※転居後の家賃が転居前の家賃より下がる場合、家賃差額助成の対象にはなりません。

※助成開始日・終了日又は助成期間中に助成要件を満たさなくなり助成が終了した日が月の末日でない場合、助成額は日割りとなります。

イ 助成期間 2年間

※家賃を負担していない月があるときや助成期間中に申請要件に該当しなくなったときなど、助成期間が2年間とならない場合があります。

ウ 助成額の算出

・ 転居前家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 円） A

・ 所得による負担＝（転居後家賃 × 負担率 B）

（ 円）×（ %）＝（ 円） C

・ AとCを比較して高い方の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 円） D

・ 転居後家賃 － D ＝ 助成額

（ 円）－（ 円）＝（ 円）

《所得による負担》

所得金額（円）	負担率 B
0円～780,000円以下	20%
780,001円以上～1,380,000円以下	40%
1,380,001以上	60%

3 申請要件

対象世帯 (いずれかに該当)	① 65歳以上のひとり暮らし又は、65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成される世帯 ② 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯 ③ 18歳未満のお子さんのいる母子家庭・父子家庭又は、父母の死亡等により、18歳未満のお子さんを祖父母などが養育している世帯（※1）
資格の要件 (すべてに該当)	<input type="checkbox"/> 区内に引き続き1年以上居住している世帯 <input type="checkbox"/> 立ち退き又は住環境改善のため 、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅へ住み替える世帯（※2） <input type="checkbox"/> 独立して日常生活を営むことができる世帯 <input type="checkbox"/> 前年の世帯の年間総所得が基準額の189万6千円以下である世帯（※3）
その他 (すべてに該当)	<input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく住宅扶助を受けていない。 <input type="checkbox"/> 高齢者賃貸住宅登録事業の家賃助成を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> この制度を利用し、助成金を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> 自営等で自宅の家賃を経費に計上していない。 <input type="checkbox"/> 暴力団員でない。 <input type="checkbox"/> 住民税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 家賃の滞納をしていない。 <input type="checkbox"/> 住み替え後の家賃が、単身で13万円以下、世帯で17万円以下である（※4）

※1 家賃差額助成は、助成決定時に最も年齢の低いお子さんが満18歳に達した日の属する年度の末日までを助成対象期間とします。（助成期間が2年間とならない場合があります。）

※2 公営・公社・UR賃貸住宅（都市再生機構住宅）・特定優良賃貸住宅型区民住宅・区立住宅等の公的住宅や社宅等の給与住宅（会社の所有又は借上げ住宅）、1年未満の短期間契約の住宅、家主（所有者）が2親等以内の親族の所有又は借上げ住宅への入退去、定期建物賃貸借の契約期間満了により賃貸借契約が終了する住宅から退去される場合は助成を受けられません。

※3 同居人1人につき、基準額に38万円加算。そのほか、障害者等の特別控除あり。

※4 住み替え後の家賃が基準を超える場合、いずれの助成金も支給を受けることはできません。ただし、転居後に、再度住み替え前（賃貸借契約前）申請を行うことは可能です。（再度の住み替え前（賃貸借契約前）申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けることはできませんのでご注意ください。）

《住環境改善の内容》（住環境改善の場合、職員が住み替え前後の住宅の実態調査を行います。）

※住み替えにより、次のいずれかの状況が解消されなければ助成は受けられません。

ア	台所が共同炊事場である
イ	トイレが共同又は和式である
ウ	風呂が設置されていない又は共同である
エ	階段に手摺り等がない（高齢者世帯、身体障害者世帯のみ）
オ	段差等がある（高齢者世帯、身体障害者世帯のみ）
カ	エレベーターの無いアパートの二階以上に居住している（高齢者世帯、身体障害者世帯のみ）
キ	文京区すまいる住宅登録事業実施要綱に規定する住宅に住み替える
ク	旧耐震基準の住宅（昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅）から新耐震基準の住宅（昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅）に住み替える

4申請手続

(1) 住み替え前（賃貸借契約前）申請

ア 必要書類

- 助成申請書（指定用紙）
- 現在お住まいの賃貸借契約書と家賃の領収書（通い帳 等）
- 令和3年中の所得を証明するもの（令和4年度住民税申告書の控え、令和4年度住民税課税（非課税）証明書等）
- 障害者世帯の方：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ひとり親世帯の方：児童扶養手当証書、児童育成手当受給証明書、戸籍謄本 等（住民票は不可。）
- 申請理由により必要なもの（必要な方のみ）
 - ・「立退き」の場合
 - 家主の証明書（指定用紙。家主の署名、押印があり、取壊し等の理由が書かれたものを提出）
 - ・「住環境改善」要件で、旧耐震基準の住宅（昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅）から住み替える場合
 - 建物所有者及び建築竣工年が確認できるもの（建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの）

イ 有効期間 助成決定の日から1年間

※(2)住み替え後（賃貸借契約後）申請における支給申請書の申請日が、有効期間内でない場合、助成金の支給を受けることはできません。

(2) 住み替え後（賃貸借契約後）申請

ア 必要書類

- 支給申請書・支払金口座依頼書・請求書（指定用紙）
- 転居後の住宅の賃貸借契約書（家賃上限あり。「3申請要件」を参照。）
- 令和4年度住民税課税（非課税）証明書（課税決定前は、後日提出）
- 礼金・仲介手数料・家賃の領収書（支払った金額の内訳がわかるもの）
- 引越経費（引越し業者等に支払ったもの）の領収書と見積書（内訳のわかるもの）
- 振込先の口座がわかる通帳等（申請者本人の口座に限る）
- 印鑑（シャチハタ等スタンプ印は使用できません）
- 「住環境改善」要件で、新耐震基準の住宅（昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅）に住み替える場合（必要な方のみ）
 - 建物所有者及び建築竣工年が確認できるもの（建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの）

(3) 申請窓口・問合せ先

文京区福祉住宅サービス（文京シビックセンター11階 北側）
電話 5803-1238（ダイヤルイン）

《注意事項》

- ◎ 賃貸借契約書、領収書等は原本をお持ちください。窓口でコピーします。

- ◎ 申請時点（住み替え前及び住み替え後）で契約期間内の賃貸借契約書が必要です。賃貸借契約を更新した場合、更新契約書も必要になります。助成金の支給を受けるまでは、住み替え前の賃貸借契約書（更新契約書を含む。）を捨てないようご注意ください。

- ◎ 賃貸借契約書の契約者名と入居者名が異なる又は家賃を自身で負担していない場合などは、原則として助成の対象になりません。該当される方は、事前に文京区福祉住宅サービスへご確認ください。

- ◎ 助成決定の有効期間（助成決定の日から1年間）経過後も、再度住み替え前（賃貸借契約前）申請を行うことで、助成を受けることは可能です。有効期間経過後に、再度の住み替え前（賃貸借契約前）申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けることはできませんのでご注意ください。

- ◎ 居住要件（区内に1年以上居住）及び、転居後の住所を住民記録で確認します。

- ◎ 助成期間中に助成要件を満たさなくなった場合（例：住宅を退去した、同居家族が変更になった、生活保護を受給することになった等）、必ず文京区福祉住宅サービスへ報告してください。助成金の支給後に助成要件を満たさなくなったことが判明した場合、既に支給している助成金を返還していただくことがあります。